公 印 押 印

制定 平成24年7月28日

1 公印の意義

公印とは、公益社団法人山口県栄養士会の発する文書に用いる会長印を意味し、押印することによって、その文書の真実性と公信性を認証することを目的とする。

文書には、原則として公印を押さなければならないものは、次に揚げるものとする。

- (1) 契約書
- (2)請求書
- (3) 施設長宛文書 (講師及び会員の上司への依頼文書)
- (4) 日本栄養士会への提出文書(事業報告、表彰内申書他)

2 公印の保管

公印の保管は、事務局で行う。

3 公印の使用

公印は、事務局をとおして会長又は、業務執行部長の押印承認を受けた後に(注:参照)、事務局員の勤務時間内に使用する。

押印承認を受けた文書は、事務局で保管する。

(注) 伺の様式

		年	月	月
会長	総務部長	部長	担当者	
0 0	○○様			•
(公社)山口県栄養士会長				